「歳末見舞金(まごころ)」交付いたします

【目　　的】対象となる世帯の方が、少しでも温かいお正月を迎えることができるよう、市民からの善意『歳末たすけあい』を財源として「歳末見舞金(まごころ)」を交付いたします。

【対象世帯】①障がい児・者が在宅している世帯　②義務教育終了前の児童・生徒を養育しているひとり親世帯　③70歳以上の高齢者のみの世帯

●上記①～③いずれかに該当した上で、令和３年度市民税が非課税世帯であることが条件となります。

【対象とならない世帯】生活保護受給世帯・入院、施設入所の場合・非課税世帯であって、各種年金の収入も含め、世帯収入合計が単身世帯で100万円以上、複数世帯は定額150万円以上（1人増える毎に50万円加算）である場合。

【添付書類】●令和3年度市民税・道民税・所得課税証明書(写)※必須　●障がい者世帯は、障害者手帳(写)　●ひとり親世帯は、住民票等の世帯全員がわかる書類(写)　●③は住民票(写)　●各種年金・児童扶養手当等その他収入がある場合は、受給額のわかる書類(写)

【申請方法】右記「歳末見舞金（まごころ）交付申請書」に必要事項を記入し関係書類を同封下さい。

【受付期間】令和４年10月3日(月)～令和４年11月11日(金)

【配分決定】提出書類にて審査の上、対象者へ郵送で支給の可否を報告します。

【支 給 額】歳末たすけあい募金を財源に、予算の範囲内で決定します。

【支給時期及び方法】審査後、申請書に記載された口座振込または当協議会窓口での受け取りとなります。

【提 出 先】〒097－0024　稚内市宝来2丁目2番24号
稚内市社会福祉協議会総務課　電話24－1139

〈キリトリ〉

令和４年度　歳末見舞金(まごころ)交付申請書

稚内市社会福祉協議会会長　様

1. 世帯主氏名　　㊞
2. 生 年 月 日
3. 住　　所
4. 電 話 番 号
5. 世 帯 構 成

氏　　名	関　係	生年月日

6. 対　　象（該当世帯へ☑をして下さい）

該　当　世　帯	確　認
障がい児・者世帯	□
ひとり親世帯	□
70歳以上の高齢者のみの世帯	□

7. 添 付 書 類（欄に無い場合は下記へ記入　※該当箇所へ☑をして下さい）

添　付　内　容	確　認
市民税・道民税・所得課税証明書	□
障害者手帳（写）	□
住民票	□
その他【　　】	□

支 給 方 法　□振込　□事務所引き取り

振込の場合　銀　行 / 信用金庫（　　店）

当座・普通　□座番号

□座名義

※この個人情報は、歳末見舞金交付事業のみ利用いたします。

〈キリトリ〉

申請をする場合は、上記申請書を切り取って事務局まで送付又はご持参下さい。

老人福祉センターを利用しませんか

稚内市老人福祉センターは、高齢者の方に対して健康増進、教養の場を提供し、健康で明るい生活を送っていただく為の施設です。

同好会活動やお風呂開設日がございますので、ご利用してみませんか。

見学もできますので、ご希望の方は下記までご連絡をお願いします。

◎利 用 条 件　1）稚内市に在住の概ね65歳以上の高齢者
2）自分の身の回りの事ができる方
◎開 館 日 時　月曜日～土曜日　9：00～17：00
※日曜日・祝祭日・年末年始は休館となります。
◎利 用 方 法　利用するには簡単な利用登録をしていただきます。
◎お　風　呂　毎週火・金曜日　12：00～16：00
※タオル等の入浴に必要な物は各自でご持参下さい。
◎同好会活動　将棋・囲碁・書道の同好会活動があります。
※同好会毎に活動日や時間が違いますので、活動希望の方は下記までご連絡下さい。※見学もできます。
◎年 間 行 事　簡単手芸、何でも相談、認知症予防教室、ふまねっと運動など
◎所　在　地　稚内市宝来4丁目1番41号　稚内市総合福祉センター1階　電話／FAX 22－5851

おしらせ
災害について学びませんか?

稚内市社協では平成25年から2名の職員が「防災士」の資格を取得し、地域の防災力向上と災害時における市民等への支援を通じて安心して暮らせる街づくりを目指し、「災害から身を守る」「個人でできる災害対策」「防災食について」等の講話を市内の町内会・企業・団体等で実施し、減災活動をしております。

これからの季節は日本各地で豪雨災害等が多発する季節です。稚内市においてもいつ何時災害が発生するかはわかりません！　今一度みなさんも災害について学んでみませんか？

講話等のご要望がございましたら下記までご連絡をお願いいたします。

稚内市社会福祉協議会地域福祉課
☎24－1139
担当：防災士　橋堀

あたたかい善意ありがとうございました

■金銭預託

令和4年4月1日～令和4年5月31日(敬称略)

氏　　名	金額(円)	寄　付　先	寄　付　理　由
匿　名	50,000	社会福祉基金	福祉の為に役立てて欲しい

税法上の特典

・寄付をされた個人、または法人は確定申告によって寄附金控除が受けられます。
〔所得税法第78条第2項第3号・法人税第37条第2項及び第3項第3号〕

個人情報保護について

・掲載している、個人・企業名等については、寄付者にあらかじめ、氏名等の掲載について、ご了承を得ております。

年金のお受け取りは しんきん で
あなたの大切な年金は、ぜひ便利な当金庫の年金自動受取をご利用下さい。
こころのかよう 稚内しんきん
理事長　増　田　雅　俊

本　　店　☎23－5131
南 支 店　☎23－5141
北 支 店　☎23－4371
東 支 店　☎32－3651
富岡支店　☎33－5151

鬼志別支店　浜頓別支店　枝 幸 支 店　雄 武 支 店　中頓別支店　歌 登 支 店　豊 富 支 店　幌 延 支 店
天 塩 支 店　遠 別 支 店　利尻富士支店　利 尻 支 店　礼 文 支 店　旭 川 支 店　神 居 支 店　末 広 支 店
札 幌 支 店　清 田 支 店　琴 似 支 店